他に各定額日給の三十日分を贈與す

第二、會社經營會規約は曩に會社側に於て發表せる原案を基礎とし從業員側の提出せる諸案を參酌して會社に於て作製實施す

第三、賞與金制度は昭和十二年度下半期より實施し會社の事業成績と從業員の勤勞成績とに徴し年二回之を支給す

第四、殘業歩增に就いては最も公正妥當なる案を作製し明十六日より之を實施し別に監督官廳の許可を得て就業規則中に是を定む

第五、單價の値上に關しては

イ、引合はざるものに付ては是を引上げ